

Title	第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開：ストライキ団体から労働組合への模索
Sub Title	The formation of industrial relations and the development of labour movement after the First World War : from strike committees to trade unions
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.4 (1979. 8) ,p.405(1)- 421(17)
JaLC DOI	10.14991/001.19790801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19790801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

第一次大戦後における

労資関係の形成と労働運動の展開

—ストライキ団体から労働組合への模索—

飯 田 鼎

- (1) はしがき
- (2) 団体交渉要求運動の起源
- (3) 労働組合とサンディカリズム
- (4) 1921年以後、労働組合の企業内化への傾向

(1)

⁽¹⁾わが国の労資関係が、重大な社会問題として世の注目を浴びたのは、第一次大戦後の1919年（大正8年）以後のことである。労働組合期成会によって象徴される明治期の労働組合運動には、共済組合やストライキ団体としての性格が濃厚であり、また資本家ないし経営者も、労働者の団結にたいし無理解な態度を露骨にして、賃金や労働時間をはじめとする労働条件の改善について、労働者の代表との間に直接的な交渉権を認めるところか、国家権力を背景にこれを圧殺しようとする頑迷な態度が支配的であって、このような経営側の姿勢は、第二次大戦によるオールド・日本の敗北まで終始一貫していたといえよう。とはいえ労資関係の態様は、時期的に様々な変容をとげ、第一次大戦後の1919年から関東大震災（1923年）までを第1期、それ以後、満州事変（1936年）までを第2期、そして1936年以後敗戦までを第3期とすれば、第1期は、いわゆる「大正デモクラシー」の最後の段階であり、労資関係の発展のなかで、本来の労使関係が生まれようとしていた時代でもあった。

まさにこの時期に、本格的な労使関係が定着の兆しを示しはじめたのは、ひとつには国際的な政治社会状況、いまひとつは国内の政治経済的な諸条件の変化、とりわけ産業構造の変化が影響して

注(1) 労資関係と労使関係は、同一の概念を意味するものとして使用されているが、筆者は、労資関係は、資本家と賃労働者の直接的な対抗関係を基軸とするのにたいし、労使関係は、労働組合を主体とする団体交渉の存在が不可欠な前提として予定されていると考えている。なおこの点についての詳細な叙述は、拙著『労働運動の展開と労使関係』、未來社、1977年、を参照されたい。

いる。それと同時に、世界的な規模でのデモクラシー運動の展開と、これを背景とする社会主義思想の流入およびその一般勤労者大衆への浸透なども重要な条件としてあげられるであろう。

一般に、1920年代から大正末期までの時期は、本格的な労働組合としての総同盟を中心に、西欧的なモデルによる横断的労働組合が成立したものとされ、労働運動は、産業別および職業別に発展する傾向と同時に、工場委員会制度にみられるような企業内化への傾向をも示しはじめた。そうした相反する二つの動因を秘めたこの時期の労働運動の展開は、労使関係の成立とどのように結びついていたのであろうか。この関係を理解することは、1923年以後の労働運動の後退の背景を探るための予備過程として見逃し得ない。その際、つぎの諸点が問題となろう。まず第1に賃金や労働時間をはじめ、労働者の状態はどのようであったか。第2に労使関係の基本ともいべき団体交渉制度はどのような形態で存在していたか。第3に、共済制度はどのように運営されていたか。そして最後に、運動の指導者や大衆は、どのような労使関係のあり方を希求していたか。ここでは以上の4つの問題について、1920年を中心とする時期から1925年までを考察の対象とする。

(2)

一般に独占資本主義確立期といわれるこの時期大正末期には、熟練労働者を多く雇用する民間および官営の大企業において、大戦中のヨーロッパ状勢を伝える情報の氾濫と労働者意識の変化にともなう、労資対立の激化に対応して、経営側からの政策としてさまざまな労務管理が体系的にうち出されてきたことが特徴的である。この契機となったものが、世界大戦の余波ともいべき異常な物価昂騰による「米騒動」の勃発と、全世界的な規模で襲った戦後恐慌であった。そこで大企業における労務管理政策をまず当時、独占的大企業として注目もあびていた日立鉱山において考察しよう。

「当山ニ於テハ鉱夫ノ生活ヲ平安ナラシムル為メ、物品供給係ヲ設置シ、米、味噌、醤油、薪炭等ニハ、或ハ最高価格ヲ保障シ（米ハ一升十八銭以上ノ価格ニ上ケズ等）、或ハ特價販売ヲナス等ニ依リ、依ルベク日用品ノ価格ノ変動ヲ少ナカラシムルノ方針ヲ採リ居レリ」⁽²⁾

伝統的な長屋の無賃貸与、電燈料、衛生費、修繕料、租税等の会社側負担という従来の方針に加えて、米騒動勃発1ヶ月後の1918年9月、日立鉱山では、賃金政策として「物価騰貴ニ対スル臨時手当トシテ昨年（1917年、大正6年のこと……引用者）8月1日以来出勤1日ニ付男鉱夫へ金拾銭女鉱夫及幼年鉱夫へ金五銭ツ、ヲ支給シツ、アリ。……」。また日用品供給としては並白米（但し茨城県、宮城県、岩手県各四等米）を、物価の昂騰に拘わらず、1升18銭を保証する恩恵的労務対策と並行的に、低賃金と増加する福利費による生活援護の補充を名目として、半強制的な生活改善政策、たと

注(2) 嘉屋実編著『日立鉱業史』、昭和27年、207頁。

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

えば鉱夫貯金が制度化され、鉱夫の「足どめ」政策として利用されたのであった。

また労務管理の能率的な運営のために、日立鉱山がおかれた地理的条件を配慮し、従業員の生活健全化のための地方町村への多額の寄附が行われたことも注目に値しよう。だが、このような政策にもかかわらず、やがて「友愛会事件」と称せられる全山的労働争議がおこるのを避けることができなかった。

「友愛会事件」と呼ばれる日立全鉱山をまき込んだ争議は、1919年（大正8年）8月2日にはじまった賃金ひき上げ要求が、会社側の部分的譲歩によって一応の結着をみたものの、11月末に至って重大な争議になったものである。この争議は、7月13日よりはじめた神戸東洋燐寸会社のストライキ、翌14日の石川島造船所職員の賃金ひき上げ要求、7月20日、大阪砲兵工廠の労働争議、東京博文館印刷所の労働争議、7月25日の東京砲兵工廠の賃金ひき上げ、神戸川崎造船所労働者の争議にあらわれているように、ひとつは戦後恐慌によって苦しい生活状態におとしいられた労働者が、それぞれ代表者を選んで雇主との直接交渉を提案し、雇主側がこれを拒否し、あるいは彼らの要求にたいして満足すべき回答を用意しなかった場合、ストライキに入るという争議のパターンにおいて共通するものをもっていた。この時点で日立鉱山、同精錬所および同製作所の労働争議が「友愛会事件」をひきおこしたが、これが友愛会員に攻撃を集中したことに重要な意味がある。すなわち、会社側が8月初旬、労働者の賃金ひき上げ要求に、日給20銭ないし30銭の値上げおよび同

注(3) 地方自治体への日立鉱山の配慮については、「事業」と地方の「共存共栄政策」の名の下に推進されたが、以下の通りであったという。

大正4年 合計金額 8,213円

寄附目的 小学校関係費、道路改修費、社寺費、橋梁修繕費、公園費、村費、衛生費、避病院費、塵芥焼却費、排水溝工事費、梅林保存費、水難救護会費、物産共進会費、役場費、教育会費、育英会基金、孤児院拡張費、水利、漁業組合費等、48件。

寄附対象 日立村外22ヶ町村等。

大正5年

合計金額 32,606円62銭。

寄附目的 前年同様のもの70件。

寄附対象 高鈴村ほか36ヶ町村。

大正6年

合計金額 25,940円。

寄附目的 前年同様のもの51件。

寄附対象 鮎川村ほか24ヶ町村（上掲、217頁）。

以上のように、当時、自治体への巨額の寄附行為は、地方との「共存共栄」という政策的意図があったにせよ、労働力の給源の点で、これら近隣の町村が大きな役割を担っていたことが考えられ、この点から、その精神構造として企業帰属意識を旺盛にもつ労働者の調達のために、これらの寄附は重要な「費用」として計上されていたのではなからうか。

(4) 石川島造船所職員の賃金ひき上げ運動の特徴は、米価騰貴にもなる白米販売要求と増給および現場、すなわち造船、鉄工、鍛造、機械、仕上、原動部と事務部門との格差の縮小および他造船会社との賃金格差を問題にしていたが、注目すべきことは団体交渉が、労働者から選出された職工代表委員と経営者との間に、ストライキの行使を背景として行われ、その間、警察権力が厳重な警戒体制を布いていたことで、こうしたいわば争議の時だけ、急速団体交渉が成立し、妥協によって争議が落着きみれば、争議団は解散し、労使交渉そのものが途絶えてしまうという状況が、当時の労働運動の常態であった。そして、この当時、一般的には、本来の労働組合は存在せず、ただストライキ団体のみが存在したのである。なお、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』、大正9年版、法政大学出版局（復刻版）、1967年、34～35頁参照。

額の臨時手当の支給を発表したのにたいし、これを不服とする労働者約4,000名は再度要求の意志を確認した。このような状況にたいして、会社側は、運動を指導したとみられる友愛会員を解雇し、「日立」を労働組合の勢力浸透から守ろうとしたのである。これについて、『日本労働年鑑』創刊号(1920年)につきのように記録している。

「11月27日、久原(房之助……引用者)経営の日立鉱山では坑夫30名及同所助川製作所の職工27名計57名を無予告で餓首したので、足尾、釜石の大争議の折柄とて全山に労働不安の気溢れた。餓首者中には友愛会員多く28日既に餓首者の代表者は東京友愛会本部に報告と共に今後の運動方法を打合せた。友愛会側は会社の友愛会に対する挑戦だと見做し、会社では事業縮少の必要に迫られたので手当も相当支給してあると云っていた。友愛会では早速善後策を講じ、鈴木会長は久原本社に到って鉱山側の不当を責め、棚橋幹事は直接鉱山に出張して友愛会支部幹事と協議の上坑夫側の結束を同うして工場内に友愛会員の従事を始める事及被解雇者の復職を会社側に迫ったが、会社では之を受付けなかった。友愛会では一方会社側に迫ると同時に労働者側の氣勢を高めるために十二月二日夜友愛会支部主催で会社との交渉顛末報告演説会を開かんとし、本部から棚橋、麻生、支部から、朴沢、白鳥等の諸氏出席し、労働者百余名会合した。然るに開会に先立って群集喧噪したので官憲は之に注意を加え解散を命じたが、棚橋氏等之に抵抗し、官憲は此時十二三名の者を拘引した。二日夜官憲は婦人の外一切の交通を禁止して警戒を加えたが、三日朝に至り友愛会員百八十余名集合して再び不穩の形勢を示し、午後に至り器物破壊を企てる者も出て来たので、水戸憲兵十八名、県警察部から巡查百三十名出張し、友愛会幹部を始め十六余名の者を拘引した。其後本事件に関して鈴木友愛会理事長は数回水戸地方に出張して此事件に関する善後策を講じたが、友愛会の脱会者次第に増加するので暫く形勢を⁽⁵⁾観望する事となった」。

この争議過程は、この当時の労使関係について、きわめて重要なことを示唆しているように思われる。まず第一に、1919年(大正8年)当時、友愛会の運動の発展のなかでこの争議を位置づけるとすれば、大島製鋼所(5月、100余名解雇、全職工1,000名、ストライキおよびサボタージュ)、石川島造船所(7月、2,300余名、4割増給白米廉売要求の争議)、沖電気(8月、650名、3割歩合引上要求ストライキ)、東京砲兵廠各分廠(8月、27,000名、小石川労働会承認、賃上げ要求ストライキ、22名起訴)、池貝鉄工所(8月、750名、賃金退職手当、請負単価値上要求ストライキ)、足尾銅山(9月、1,000名、賃金引上げ)、神戸川崎造船所(9月)、大阪鉄工所(9月、3,500名、八時間労働、賃上要求)、大阪市電従業員(10月、4割賃上げ、労働時間短縮)、石川島造船所(11月、1,000名、ストライキ)、などの各争議との関連で、その特質を把握しなければならぬが、共通してみられるのは、大幅な賃金引上げ要求であり、これは⁽⁶⁾

注(5) 前掲、『日本労働年鑑』181～182頁。

(6) 隅谷三喜男教授は、これら一連の争議を友愛会運動の発展のなかで評価しておられるが、日立鉱山争議が、まさに「友愛会事件」と呼ばれるように、友愛会会員にたいする経営者の圧迫とその排除がこの争議にあらわれた問題であるとす

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

大戦後の異常な物価騰貴を反映するものである。注目すべきことは、東京砲兵工廠にみられるように、労働組合承認を雇主に迫っている事実である。いまひとつは従来、関東が労働運動の中心であったのに対し、この時期から関西が活潑となり、1921年の神戸三菱・川崎両造船所大争議に至ってそのクライマックスを形成することである。

だが何といっても重要なことは、8月30日から9月1日まで、友愛会本部で行われた第7周年大会における「主張」との関連である。この20項目にわたる主張の要求するところはあまりにも多く、焦点を絞りにくい、「第1項労働非商品の原則」につづいて第2項に「労働組合の自由」とうたわれているのが印象的である。「労働組合の自由」という表現のなかには、労働組合の承認、すなわち団体交渉制度の確立を含むことはいまでもないが、それがいかに困難であったかは、さきの日立鉱山争議の経緯をみれば明らかである。会社側は、友愛会会員への攻撃目標の集中と、警察・軍隊の動員の下で、文字通り国家権力が資本家の強力な背後勢力として、労使関係の正常な発展を妨害していたかのようである。こうした状況の下では、労働組合の経済原則に則った行動もすべて刑法上の犯罪に等しいきびしい取締りの対象とされ、労働組合はストライキ団体として、賃金引き上げなどの一時的な要求のためだけの組織としてとどまることを余儀なくされた。従って恒常性を保ち得ず、制度として団体交渉を確立することができなかった。友愛会＝ストライキ団体と、雇主との間には労働協約が締結されず、労使の交渉はひたすら「陳情書」という形で、最終的には雇主の「温情」に縋るといふ態の解決でしかありえなかった。かの歴史的な神戸三菱・川崎両造船所争議の場合も例外ではなかった。

この争議は、大正10年、不況の深刻化するなかで、解雇、労働強化および実質賃金の切り下げを強制された造船労働者の、失業、賃下げおよび労働強化反対を当面の主要な目標とし、より根本的且つ長期的には、神戸機械工組合の決議にみられるように、「吾人ハ共同ノ力ニ依リ横断的組合ヲ基礎トシテ団体交渉権公認ニ献身的ニ努力センコトヲ期ス」という横断的労働組合による労使関係の確立、すなわち団体交渉権および罷業権獲得のための闘いとしてはじめられた。そして一時は「工場管理宣言」にみられるようにきわめて独創的な戦術を行使したが、成功しなかった。その背景として、1919年、第一次大戦直後から労使関係に重要な影響をあたえるものとしてクローズ・アップされてきた「横断組合と工場委員会」あるいは「横断組合と縦断組合」の問題があった。これはたんに、企業外組合と企業内組合という組織論上の問題であるばかりでなく、労使関係の形成と労務管理の存在形態との関連、労働運動の論理と経営の論理の葛藤およびボルシェヴィズムとアナキズムとの対立というイデオロギー上の問題をも内包させていた点に、この時期の運動のもっとも

れば、この争議のもつ意味は重大である。しかし隅谷氏は、この争議についてはほとんどふれられていない。隅谷三喜男『日本労働運動史』、有信堂、1966年、275～6頁（年表）を参照。渡部義通・塩田庄兵衛編『日本社会運動史年表』、1956年、大月書店（国民文庫版）も全く無視している。

注(7) 大前朔郎・池田信共著『日本労働運動史論——大正10年の川崎・三菱神戸両造船所争議の研究』、日本評論社、1966年、を参照せよ。

興味深い特徴があった。この点について戦後恐慌がまさに始まろうとしていた時期における労資関係の動態について、『日本労働年鑑』がつぎのように要約しているのを検討してみよう。

- (1) 通常自分等の内より相当に気力あり才幹ある有能なる代表者を選んで、此代表者をして資本家側の相当機関に要求条件を呈示せしめ、其条件について協議させる。
- (2) この様な代表者を選ぶことなく多数の者が直接資本家側の相当機関と見られるところに押し寄せて要求の掛合を始める。
- (3) しかし一般的には、選ばれた労働者の代表と資本家側との間に協議が行われ、解決しない場合、労資いずれの側かが有力な第三者に斡旋、調停および仲裁を依頼する。そして妥協が成り立たず、あるいは解決の条件が整わない場合は、労働者側はストライキに突入する。また雇主側の主謀者の解雇、あるいは同盟罷業者をもって国法蹂躪者とみなして威嚇する⁽⁸⁾。

注意すべきことは、この時点では、わが国には「調停、斡旋あるいは仲裁」(Mediation or Conciliation; Voluntary Arbitration, Compulsory Arbitration)の機関が制度的に確立しておらず、近代的な意味での労使関係の展開はきわめて不充分であったことが特徴的である。そのことは、労働者の要求の内容およびその問題の解決および処理の仕方からも明らかであろう。

また1919年になって殊に著しくなった点として、(1)ストライキの代りにサボタージュの流行、(2)友愛会を中心とする労働組合運動の企業内浸透とともに、企業の従業員に代って、労働組合代表が、資本家に対抗したため、工場主はしばしば不利を蒙り、その場合、治安警察法が適用された。企業外労働組合(=横断組合)の介入にたいして、刑法上の取締りの対象としたところに、わが国労使関係の前近代的性格とその未成熟をあらわしているといえよう。さらに、もっとも注目すべき現象のひとつは、争議鎮圧に関して軍隊を使用したことである。これは主として足尾暴動や釜石鉱山事件などのように、鉱山の運動の場合に顕著な傾向であった。(4)足尾銅山のストライキに際し、各労働関係の協議会の結成、(5)ストライキが、生野、足尾および釜石などの各鉱山をはじめ、暴動的な形態から脱皮し、本来の労働運動に近づいていったこと、(6)企業内の組合として団体交渉を要求すれば、労働者は解雇の危険に遭い、雇主の圧迫を避けるため、企業外組合の援助によって労使交渉を開始しようとするれば、治安警察法17条が容赦なく適用された。ここにおいて、治安警察法17条撤廃運動が激化したのは当然である。

わが国の労使関係の展開期にみられた以上のような国家権力の対応は、労働者階級の意識的未成熟と相まって、労働組合運動の正常な発達を阻害したのみならず、一方において雇主側の団体交渉拒否はそれを暴力的な形態に追い込むと同時に、他方、指導者層の間にイデオロギー論争を刺戟し、労働力商品の取引行為を根幹とする労働市場の論理を背景にもつ労使関係の形成は、不当に軽視される結果となった。もちろんこのようなイデオロギー論争の激化と労働組合運動と社会主義運動の

注(8) 前掲『日本労働年鑑』、1～2頁。

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

関係についての理論的不統一は、ひとりわが国における政治・社会状勢のなかに見出されたものではなく、第一次大戦後のヨーロッパ諸国に一般にみられた現象であった。そこでこの時期におけるわが国労使関係の広く国際的視野の下に、その光をあてて、その内包する諸問題を明らかにすることにしよう。

(3)

1920年(大正9年)は、わが国の社会経済史および政治史の上でも特筆すべき事件が連続的に起った年である。しかし、同時にそれらの諸事件は、ロシア革命やドイツ革命を中心とする第一次大戦後の国際的な激動の様相を強く反映した結果でもあった。いまこれを労働運動および労使関係の面からみれば、2月、八幡製鉄所の労働者2万数千人は、待遇改善を要求してストライキに入り、6日間にわたって熔鋸炉の火は消えた⁽⁹⁾。また関東の機械工、伸銅工、自動車修理工が汎労会を結成し、職業別横断組合への志向を示したことも忘れられてはならない。この傾向はたとえば、全日本鋸夫総連合会⁽¹¹⁾、大日本機関車乗務員会、日本印刷工組合信友会、日本交通労働組合などにみられるように、職業別組合を中心とした産業別組合への傾向をも示すものであった。そして活潑化しつつある組織化の波は未組織労働者と既組織の労働者の統一をはかろうとする労働組合同盟会をもたら⁽¹²⁾し、ついに5月2日、上野公園において、わが国最初のメーデーの開催を実現したのであった。官

注(9) 1920年1月、労働時間短縮、賃金3割増その他の要求について嘆願書を提出したことにその端を發し、これにたいして会社側は、2月1日、労友会2名、友愛会2名の減首をもって応じた。この経過に明らかなように、経営者側は、この時点で労働組合を交渉相手として認めていないこと、そして労働者もまたその要求を「嘆願書」という形で提出しているところに、当時のきびしい労働運動の状況と労資の力関係があらわれている。なお詳細については、大原社会問題研究所編『日本労働年鑑』、大正10年版(法政大学出版局、1967年)70頁以下参照。なお、総同盟機関誌『労働』は、この争議の結末について、「八幡製鉄所職工の勝利——官僚主義の現実暴露」と題し、3月26日付『日々新聞』の記事によりつつ、「八幡製鉄所及其他の官営工場は四月一日から職工の大優遇案を実施することになった……」として、「第一、時間制度で熔鋸炉平炉製作工場等昼夜間断なく作業を要する工場は八時間三交替制である…、第二の優遇条件は給料の値上げで平均五十九円の収入を六十六円になる位に増す筈である、斯する時は最高給の職工は年取二千八九百円に上り優に勅任官に匹敵する、……、第三は職工に年々千戸住宅を建ててやることで、今年も千戸建てたいと思つて居る……」、これについて、『労働』は、「八幡事件は職工の大勝利である」と結んでいる。(『労働』、1920年5月、通巻105号、法政大学大原社会問題研究所版) 昂揚期の総同盟の面目躍如たるものがある。

(10) 汎労会は、1920年1月創立、その〔綱領〕には、一、普通選挙急施、二、治安警察法第十七条撤廃、三、物価公定、四、最低労銀公定、五、八時間労働、六、全国共通労働紹介所開催、七、労働保険老衰年金制の確立、八、労働者利益分配参加、九、所得税相続税其他累進税率ノ加重、十、小作農ノ保護小作料の軽減、十一、生産組合の保護補給、十二、公娼制度の廃止、が唱われ、〔組織〕は、「日本全国の男女労働者を以て組織す」となっていて、機械工2,056、伸銅工293、自動車修理工350(1920年12月現在)という点を見ると、職業別組合というよりは、一般組合に近い形をとったものと思われる。前掲、『日本労働年鑑』、大正10年版、7~8頁参照。

(11) これはよりひろく産業別組合としての体裁をとったもので、1920年、当時、東京市麻布区宮村町71に本部をおき、会員5,000名、足尾、日立、北陸の各鋸山、北海道夕張に分布し、従来の全国坑夫組合、大日本鋸山労働同盟会、友愛会鋸山部の連盟したものである。注目すべきことは、その会則第12条において、「全日本労働者階級総同盟ノ必要ヲ認め大日本労働総同盟友愛会ニ加盟ス」と規定されているように、総同盟傘下の産業別組合として結成されたことである。前掲、『日本労働年鑑』1~3頁。

(12) 1920年5月16日、三田四国町友愛会本部内に組織をみた労働組合同盟会は、信友会、正進会、友愛会、大進会、啓明会、

憲の圧迫のなかで、治安警察法17条撤廃、失業防止、最低賃金制、シベリア即時撤兵等を決議し、15団体、約5,000人が参加した。今日からみればまことにささやかな規模であったが、1897年(明治30年)、高野房太郎、片山潜等を中心として本格的な労働組合運動の序幕が切って落されて以来、幾多の苦難と試練に耐えて4半世紀の年月のうちに、日本の労働者階級は、ここまで成長したのであった。こうした労働運動の量的質的發展は、当然、労働運動の理論にも何かしら大きな変化を及ぼすものである。アナルコ・サンディカリズムの抬頭はそのもっとも顕著な思想的潮流であった。

わが国におけるアナルコ・サンディカリズムと労働運動との関係には、ヨーロッパ諸国のそれとは異なった特色をみることができる。まず第一に、この思想的潮流の労働組合への影響という点から考えて、ヨーロッパは1910年を頂点としていわゆる『産業上の大不安』(“Great Industrial Unrest”)の時代に入り、1914年、第一次世界大戦の勃発まで、労働組合運動はアナルコ・サンディカリズムの影響の下に、産業別化傾向が強まり、闘争手段としてゼネラル・ストライキが提起され、革命的様相を呈するに至った⁽¹³⁾。この時期は、わが国では、恰も幸徳秋水等アナキストが、明治天皇暗殺の陰謀企図を理由に、続々と検挙され、わが国労働運動や社会主義運動がいわゆる「冬の時代」に入りつつあった時代に相当する。幸徳が、日露戦争直後、休養のため渡米し、サンフランシスコでアナルコ・サンディカリズムの洗礼をうけて、明治39年6月帰国し、「直接行動論」を主張し、翌40年2月、日本社会党第二回大会において田添鉄二に対立し、そのサンディカリズムの思想を吐露したことは広く知られている⁽¹⁴⁾。その後、大逆事件によって徹底的な弾圧をうけたため、ヨーロッパおよびアメリカにおいてはげしく盛り上ったサンディカリズムは、日本の土壌には根づかなかつた。ひとつの理由としては、明治33年、治安警察法以後の日本労働組合運動の現実が、先進資本主義国の労働者階級に深刻な影響をあたえ、その運動を席捲したサンディカリズムの理論の水準に追いつくことができなかつたという事実因っている。

ともかく、ヨーロッパにおいては第一次大戦勃発に先立つわずか数年間、アナルコ・サンディカリズムはきわめて革命的な様相を呈しながら、世界大戦勃発とともに急速に退調したのに反し、わが国では、むしろロシア革命の成功や米騒動などの大衆騒擾が、アナキズム運動の展開に有利に作

汎労会、日本交通労働組合、工人会紡織労働組合、東京電機及機械鉄工組合工友会、東京鉄工組合、日本鉱夫総同盟、日本機械技工組合の14団体が加盟して成立したものであるが、その組織形態は全国的及地方的各種労働及産業並に職業組合の連盟であった。その目的とするところは、(1)未組織労働者を組織すること、(2)既成組合の提携を促進することであつて、本来、ナショナル・センターとしての総同盟が、正進会などの職業別組合と同じ資格で参加していることは奇異な印象をうける。おそらくこれは、すでにアナキズムの影響をうけつつあつた組合の要求もあり、総同盟はまた、組合運動の統一を考慮した上で加入していたのだが、やがて、メーデーにおける「アナ・ボル」対立の表面化による総同盟系の指導者の脱退によって、急速にアナキズム運動の拠点とされるに至つた。(小松隆二『日本アナキズム運動史』、青木新書、1972年、131頁以下参照。

注(13) サンディカリズムとストライキもしくはゼネラル・ストライキとの関係については入門的な書物であるが、つぎの二著が参考にならう。小山泰蔵『ゼネスト—歴史になにを学ぶか』、三省堂、1970年、および藤本武『ストライキ』、新日本出版社、1971年、なお、ゼネストにかんする最近の注目すべき研究として、富岡次郎『ゼネストの研究』、三一書房、1978年、をもみよ。

(14) これについては大原慧『幸徳秋水の思想と大逆事件』、青木書店、1976年、を参照せよ。

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

用する面さえみられたのである。ここに労働運動の世界的潮流からの孤立というわが国の運動にやや宿命的な特性と、その悲劇性をみることはできるのではなからうか。敢えて悲劇といたすが、何故に悲劇的であったかといえ、それは第二の問題として、アナキズムの思想および運動の労働組合運動の理論と行動そのものとの結びつきにかかわっている。

いうまでもなく、労働組合運動は古典的発祥地としてイギリスを母国として生み出され、それは、等価交換の原則にもとづく商品市場の論理の貫徹する労働市場によって根元的に規制される。イギリス労働運動はこの原則を固守し、団体交渉、法律制定および相互共済の三つの機能を十全に駆使しつつ発展してきた。その組織形態の中心は、機械工、建築工、蒸気機関製造工などの職業別組合であり、19世紀全体を通じて地域的なものから全国的な規模にまで発展した。職業別組合中心であるところから、しばしば厳重なクローズド・ショップ制によって、不熟練、未熟練労働者を排除し、ストライキ破りを防止した。このようなクラフト・ユニオンを中心とする労働貴族的な組織原則にたいして、一般組合は、不熟練労働者を中心に、ひろく職業の枠を超えて混合組織を結成し、やがて産業別組織に再編成されることになる。しかしながらイギリスの場合、この一般組合および産業別組合の運動にたいして、その理論的影響は必ずしもアナキズムだけから来たものではなく、むしろ、イギリスの労働運動がアメリカの運動に影響をあたえ、移民および黒人労働者の増加するなかで、一般組合としての「労働騎士団」の運動がおこり、AFL (=熟練工組合) 対 Knight of Labour (=不熟練工組合) という形で、両者の関係はより明瞭に、アメリカ合衆国の運動に反映し、やがて産業別組合の発展となり、サンディカリズムが大きな影響をあたえることとなったのである。わが国のサンディカリズムと労働運動との関係を明らかにするために、この点をやや詳細に追求してみよう。

1889年に勃発したロンドンの「大ドック・ストライキ」の成功に先立って組織されたガス労働者の組合は、「ガス労働者および一般組合」(Gas-workers and General Labourers' Union) と称する一般組合であり、そのメンバーは冬の季節にはガス工場で働き、夏にはドック労働やロンドン市の撒水夫あるいはその他の雑多な仕事に就く不安定就業の不熟練労働者であった。この組合の組織原則は、1886～7年の間にその会員を50万人以上に増加させ、一時期、アメリカ労働運動に大きな力をもっていた労働騎士団の影響によるところが多かったといわれる。1886年にエイヴリング (Edward Aveling)、リーブクネヒト (Wilhelm Liebknecht) とともに渡米したイリナ・マルクス (Eleanor Marx) は、その運動に深く感銘し、ウィル・ソーン (Will Thorne) にこれを研究するように指導⁽¹⁵⁾した。してみると、労働騎士団の運動はイギリスにおける一般組合の成立に浅からぬ因縁をもつわけであるが、ここで注意すべきことはアメリカにこそ、何よりもまず、一般組合が成立すべき条件が存在したということであろう。

アメリカ労働運動の生誕は、1860年代の半ば、南北戦争後の資本主義の急速な発展と密接な関係

注(15) Henry Pelling, *The Origins of the Labour Party, 1880~1900*, 1954, p. 85.

がある。イギリスにおいては、国際労働者協会(後の第1インターナショナル)が結成された1864年は、サミュエル・ゴンパースが活躍してアメリカ労働総同盟(AFL)創立の母胎となった葉巻工組合が出来た年であるが、初期のアメリカ労働運動は、イギリス本国やアイルランドおよびドイツからの移住者が多かったためか、クラフト・ユニオンをモデルにして発展した。すなわち、職場集合を中心に地方組合(local union)をつくる動きがすでに1850年代からおこっていたが、雇主の組合にたいする圧力が強く、団体交渉による紛争解決のルールなどは1860年代にはまだ確立されず、労働組合とはたんなるストライキ団体にほかならなかったという⁽¹⁶⁾。イギリスの職能別組合をモデルとして組織化がはじめられたにもかかわらず、アメリカ労働運動がイギリスとは違ったパターンを形成したのは、つぎのような事情によっていたと考えられる。

まず第一に、南北戦争後、黒人労働者が北部に進出した結果、労働運動には、経済的要求の問題と、民族問題が複雑に交錯し、一般に白人労働者=熟練労働力、黒人労働者=不熟練労働力という二重の労働市場を形成することとなった。その結果として、第二に、進歩的な労働運動は、黒人労働者を最低辺におき、中国人、イタリア人、アイルランド人、ポーランド人、ドイツ人などの雑多な諸民族系統の移民労働者を、アメリカ人労働者として統一するための精神的紐帯として、一種の理想主義を必要とした。初期のアメリカ労働運動には、たとえばウィリアム・シルヴィス(William H. Sylvis)の運動⁽¹⁷⁾にみられるように、強い道徳的および宗教的性格によって彩られているのはこのためであり、労働騎士団の運動もまたこの伝統をうけつぐものであった。さらにアメリカ労働運動を特徴づけたものとして、労働力の東部から西部への絶え間ない移動があげられよう。大都市に定着して一旦は労働者となったものの、彼らの意識は、労働者としての階級的自覚に燃え、そのうちに使命と満足感を見出すよりは、西部へ移住して独立自営農民を志し、果ては地主階級の一員たろうとする根強い志向によって特徴づけられていた。このために、イギリスにみられるように、熟練労働力の供給が、都市の労働者家族内部での世代的再生産という形で行われるよりは、東部大都市から西辺フロンティアへの絶えざる労働移動を補充するために、ヨーロッパ各地から陸続として

注(16) J. R. Commons and associates, History of Labour in U. S. A., 1918, Vol. II, pp. 69~70.

後に AFL の創立者となったゴンパース(Samuel Gompers)は、その若き日、1860年代のアメリカ労働運動について、つぎのように述懐している。

「初期の組合は、今日の組合とは大きな違いがあった。当時は、組合に関する法律もなければ命令もなく、組合は、雇い主との間に特別厄介な問題が生じた際に、お互いに助け合おうとする同じ職業に雇われている者の、多少とも限定された集団であった。団体交渉によって公正な賃金を確保しようとする粘り強い努力は、まだみられなかった。雇主は、労働者が我慢しきれないところまで追いつめられて黙起するまでは、賃金を釘づけにしておいた。たまたま、もっとも強い不満を抱いている労働者のひとり起ち上って、『おれはストをやろ、仕事をやめない奴はみな、スト破りだ』と叫ぶ。すると大抵労働者たちは仕事を止めて、彼といっしょに出て行く。雇主への反抗はこうして始まるのであった」(Samuel Gompers, Seventy Years of Life and Labour, An Autobiography, New York, 1925, 寺村誠一他訳『サミュエル・ゴンパース自伝—七十年の生涯と労働運動』, 上巻, 日本読書協会, 1969, 54頁参照。なお、小林英夫『サミュエル・ゴンパース』, ミネルヴァ書房, を参照せよ。)

(17) R. O. Boyer and H. M. Morais, Labor's Untold Story, New York, 1955, 雪山慶正訳『アメリカ労働運動の歴史』I, 岩波書店, 1958, 35頁以下。

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

移民がおしよせるという労働力の市場構造が形成されていた。従って、この移動する労働者には統一した階級意識の形成は困難であり、統一した労働運動形成の困難はそのまま団結の弱さと資本家によるストライキ破りの頻発となってあらわれ、その結果として争議はしばしば暴力的な形態をとり、また労働運動を弾圧するための資本家の陰謀も陰惨をきわめ、黎明期アメリカ労働運動の暗い一ページをなしている。以上のような状況の下で、アメリカにおいては、イギリス型の熟練労働者中心の職能別組合のセンターとしての AFL が、労働騎士団からおこり、やがて IWW のおこってくる理由があった。

労働騎士団は職業別組織ではなく、一般労働者の利益を守る改革団体であった。⁽¹⁸⁾ 改革的団体であることを主張する点に、経済的要求を団体交渉によって獲得しようとする労働組合である以上に、一種の政治団体の相貌をも帯びていた。その組織の最小単位は地方会議 (local assembly) で、これに参加したグループは、同一の職業を基盤とするものも、異なった職業に従事する人々の集まりもあるという複合的な組織であって、その行動は、5つ以上の地方議会から派遣される代議員から構成される地域会議 (district assembly) によって規制され、地方会議あるいはそれを構成する職業グループが何らかの重大な行動をおこそうとする場合には、この地域会議の承認をえなければならなかった。高度に権力が集中化されていた騎士団の最高の議決機関は総会で、すべての地域会議の代議員から構成され、あまりにも中央集権的であるために、末端の地方会議のレベルで争議がおこった場合などは対応が遅く、非効率である点や、財政的な基礎の薄弱さや協同組合事業における失敗などの弱点がみられた反面、もっとも注目すべき特長は、その最盛時には未組織の労働者、とりわけ6万人以上の黒人労働者を組織した点にあらわれ、文字通り、人種、職業、思想、宗教および信条を超えて統一した大規模な一般組合であった。⁽¹⁹⁾ 少なくとも、従来、組織不可能とさえ考えられていた黒人労働者を組織したことこそ、イリナ・マルクスやウィル・ソーン等をはじめ、イギリスの社会主義者および労働運動家に深刻な影響をあたえた理由であり、ヨーロッパの労働社会を震撼した1889年のドック・ストライキも、精神的にはこの労働騎士団に由来するといっても過言ではない。

だが労働騎士団の名と密接に結びついているのは、1886年、8時間労働制を要求してゼネラル・ストライキを行い、後にメーデーの起源となったフィラデルフィア地区の労働者の運動であろう。これは1881年、騎士団の組織や哲学に不満を抱いた組織的職業別労働組合連合会 (Federation of Organized Trades and Labor Union) によって呼びかけが寄せられ、1886年5月1日、19万人を超える労働者が8時間労働制を要求してストライキに入り、勝利をしめたことによって、パウダリー等の指導者の意図を挫折させ、その組織の限界が露呈されるに至った。この組織が基盤となって、やがて AFL が、職業別全国組織としてアメリカ労働界にその不動の地位を確立することとなる。

注(18) Aleine Austin, "The Labor Story", New York, 1949, 雪山慶正訳『アメリカ労働運動の歩み』, 青木新書, 上巻, 1954, 126頁。

(19) オースティン, 前掲, 邦訳書, 130頁。

こうした労働者階級の力の結集にたいして労使の対立緊張は激化し、工場閉鎖やロック・アウトという資本家側の戦術にたいして、労働者は大衆行動をもって起ち上り、その指導はしばしばアナキストに委ねられ、またアナキストにたいする一般大衆の理由のない恐怖が、この時期、すなわち1880年代の労働争議をこの上もない陰惨なものとしたのであった。

以上のように職業別組合主義の上に立つ AFL は、一種の一般組合ともいべき労働騎士団から分離した形の FOTLU の運動から発展したものであるが、この AFL の運動に対抗し1905年、IWW (Industrial Workers of the World) が、いわば革命的な産業別組合の運動として発生し、いずれかひとつの産業部門の労働者がストライキを行う場合には、すべての産業労働者がストライキに突入するというように、IWW に参加した無政府主義や社会主義のさまざまなセクトや、あるいはアナルコ・サンディカリストたちは、社会主義労働党 (Socialist Labor Party) のダニエル・ド・レオン (Daniel De Leon) や社会党 (Socialist Party) のユージン・デブス (Eugene Debs) 等の指導の下に、炭坑労働者や不熟練および移民労働者をひきつけ、職業別組合対一般組合 (= 産業別組合) という労働組合運動における二元性は、19世紀末から20世紀初頃におけるアメリカおよびヨーロッパの労働運動に特徴的な図式となった。

さて、日本への影響にかんしては、明治40年、日本社会党第二回大会における幸徳秋水のサンディカリズム支持の熱烈な演説は、この IWW の運動から影響をうけたものとみられるが、大正期、第1次大戦後の大杉栄、荒畑寒村等によって代表されるサンディカリズムは、アメリカの運動というよりはむしろクロボトキンやジュリアン・ソレルの思想からの影響と思われる。だが、職業別組合運動の未成熟な状態を反映して、産業別組合運動も非常に未熟であり、サンディカリズムも組織を支え、労働運動を統一し、労働者の解放を達成する理論として充分に開花せず、サンディカリズムの労働運動にたいする直接的影響としては、わずかに大正10年、神戸三菱・川崎両造船所大争議の最終段階において、生産管理宣言としてあらわれた程度にとどまる。⁽²⁰⁾むしろアナ・ボル論争の帰結は、次第に横断組合としての体裁を整えはじめた総同盟の運動を、企業別に分断し、一企業一組合主義への傾向を強めたのであった。総同盟の運動のなかで、労働者の意識をたかめ、政党による労働運動支配に抵抗し、労働組合運動の理念を純化する点において、アナキズムは、明治から大正末までの日本労働運動にたいして果たした理論的な貢献は大きかったが、政党運動への必要以上の対決姿勢は、やがて、この理論を実践運動から浮き上らせ、自由連合主義の名の下に、労働組合を横断主義的原則から企業内主義に導き入れる役割を果たしたのであった。

注(20) この点については、大前朔郎・池田信共著『日本労働運動史論』、日本評論社、1966年、「第五章工場管理宣言と工場閉鎖」を参照。

(4)

1921年(大正10年)神戸三菱・川崎両造船所の争議は、1920年の戦後恐慌とこれにつづく総同盟友爱会第八周年大会以後の時点で、すでに見てきた大正期日本労働運動の頂点を形成するものであり、以下の点で画期的な意義を有するものであった。まずその規模において、(1)参加人員3万人、50日に及ぶ争議日数という当時としては未曾有のものであったこと、(2)わが国においてはじめて明確に団体交渉権を要求して闘われた争議であること、(3)争議団の工場管理宣言に象徴されるように、闘争方式にアナルコ・サンディカリズムの影響がみられること。そして最後に、大戦中のブーム期から戦後恐慌期にかけて経営者がとった労務管理政策にたいして、総同盟を中心として組織されたきわめて創意ある強力な闘争を展開した画期的な争議であったことなどがあげられよう。

当時の労働移動には、生活上の理由から労働者がより多くの収入を求めて転々と移動する場合と、熟練や技倆を磨くため企業間を移動した仕事熱心な労働者の場合がみられ、今日にみるように企業内定着は、必ずしも支配的現象ではなかったが、しかし一部には定着化の傾向が進むという過渡的状态であった。⁽²¹⁾すなわち第一次大戦ブーム期は、労働力の不足が一般的で労働移動の異常にはげしい段階から、戦後恐慌にはじまる歴大な産業予備軍の存在を背景に、労働者が企業へ定着していく段階へ移行するという労働経済的にも大きな転換点であったと思われる。⁽²²⁾

以上のような状勢を背景に、造船労働過程は、労働者の判断力・知力・熟練および体力などにもっとも多く依存するという労働力の質の面での高さが要求されると同時に、軍艦建造という軍事的な作業が国家的機密事項であるところから、海軍の監視は、労働者の動向にも注がれたことはいうまでもない。後に争議において軍隊の介入を招いたのはこの理由によっている。造船業の最繁忙期といわれた大正7年には、労働時間は13時間を超え、相対的な低賃金と労働強化にともなう労働災害の増大により、労働者の不満がたかまった反面、これらの労働者の企業内定着化をはかるため、相互扶助組織をはじめとする企業内福利施設、たとえば退職金制度を中心とする一連の労務管理政策によって、労働者意識の企業内意識への同化をはかろうとした。大正9年、深刻な不況の進展の下での解雇、労働強化および実質賃金の低下に直面した造船労働者の、失業、賃金ひき下げおよび労働強化反対を、直接的日常的な要求として、より根本的には、「吾等ハ共同ノ力ニ依リ横断的組合ヲ基礎トシテ団体交渉権公認ニ献身的ニ努力センコトヲ期ス」⁽²³⁾とのべられているように、「横断的組合ヲ基礎トシテ」と主張されていることが重要で、労働組合の法的承認が強く要求されている。だ

注(21) 大前翔郎・池田信共著、前掲書、12~13頁。

(22) 中西洋「第一次大戦前後の労資関係——三菱神戸造船所の争議史を中心として——」隅谷三喜男編著『日本労使関係史論』、1979年、東大出版会、79頁。

(23) 大前・池田、前掲書、153頁。

がそれと同時に工場委員会制度の採用をも掲げており、上からの政策と同時に労働者側からする主体的な企業内化への努力をも見るのである。大正10年神戸三菱・川崎両造船所の大ストライキの経過を、野田律太の記したメモにより、概観しよう。

- (24)
- 6月25日 三菱内燃機工場団体交渉権要求
 - 同 26日 神戸発動機工組合発会式挙行、総同盟加盟
 - 7月2日 川崎電正会(約一千名)要求書提出、会社は之を受理せず
 - 同 4日 神戸联合会組合確認運動を開始、同日三菱造船艦装部要求書提出
 - 同 5日 三菱五千名要求書提出、受理されず
 - 同 7日 川崎罷業団片福組壮士と衝突遂に流血をみる
 - 同 8日 三菱、川崎ともに罷業に入る
 - 同 10日 両造船所三万五千名の示威運動、同日川崎罷業団『工場管理』宣言
 - 同 14日 示威運動禁止軍隊出動、同日臨時休業発表
 - 同 23日 休業明け、切崩運動猛烈に起る
 - 同 28日 湊川神社参拝デモ
 - 同 29日 同上行列途上〔警察隊と衝突?〕、死傷者多数
 - 同 31日 総同盟本部出動
 - 8月8日 神戸市長の調停決裂
 - 同 9日 惨敗宣言

この争議を通じてわれわれは、この時期の労使関係の興味ある特色を見出すことができる。まず第一に警察権力のみならず軍隊が経営者側の要請に応じて出動し、争議鎮圧にのり出している事実に着目しよう。これはもはや正常な労使関係の枠を超えて、あたかも戒厳令下の「暴動鎮定」ともいべき行動であり、造船業労働者のストライキを、叛乱および暴動の如き社会秩序を破壊する犯罪と同一視していることが印象的である。つぎにこの争議の発端が、すでに大正7年、三菱神戸造船所の労働者は、いわゆる「社倉米」の値上げ、歩合計算方法の改訂にたいする不満が激化し、他方川崎造船所においても、この時期日給歩増および半期決算による賞与についての不満の要求が、松方社長の巧妙な政策によって回避された結果、期せずして両者の労働者は神戸発動機工組合の名における、三菱内燃機株式会社にたいする要求として行動を起したのである。

注(24) 野田律太『労働運動実践記』、工場世界社、1936年、284～5頁参照。

1920年から21年にかけての時期は、「組織ナキ労働者=組織ヲ与フルコト」、および「既成組合ノ提携ヲ促進スルコト」(労働組合同盟会規約第三条)と規定する職業別、および産業別組合の結成のための労働組合同盟会に象徴されるように(『労働』、1920年8月、通巻108号187頁参照)、わが国の労働運動に横断組合定着化の傾向が明瞭にあらわれたことが重要である。このような傾向にたいして、労使双方とも実に複雑な反応を示した。この点についての究明は、アナキズムとボルシェヴィズムとの対立も絡み、総同盟の分裂とも関連して、日本の労働運動分裂の重大な転機をなしたものであって、ここでは別の課題である。

この経過から推察されるように、争議は、神戸連合会の支援の下に、エンジン部分の製造工によって組織される横断的な職業別組合ともいべき神戸発動機工組合の団体交渉権要求の運動として始まり、⁽²⁵⁾ やがて造船部やその他の部門も要求を提出するというように、あくまでも横断的な組織原則の上に進められた運動であった。従って、(1)工場委員会制度を採用すること、(2)労働組合加入の自由、(3)解雇および退職金手当制度の制定という要求も、横断的組織原則を前提として要求されたことはいうまでもない。実はここに問題は、工場委員会制の要求である。これは、当然、企業内での団体交渉を可能にするための制度として要求されたのにたいし、やがて経営者は、これによって組合を企業ごとに分断し、企業内組合の形で、労働組合と従業員組合に再編成しようとする政策として利用することを意図したことである。しかも、サンディカリズムの思想は、この傾向に拍車をかけたといえないであろうか。

1921年(大正10年)1月、当時、総同盟東京連合会主事であった棚橋小虎は、機関紙『労働』に「労働組合へ帰れ」という一文を発表した。それによれば労働者がサンディカリズムの影響をうけ、直接行動と称し、街頭を革命歌を高唱して警官と衝突し、一晚警察に留めおかれるぐらいのことで革命家的気分⁽²⁶⁾に陶酔している実情を戒め、真の直接行動とは、このようなことをいうのではなく、労働組合に結集し、じみではあるが着実な運動を腰を据えて行うべきであると訴えたのであった。この短い「訴え」は、当時の大杉等を中心とするサンディカリズム運動の弱点をきびしく指摘した点で意義深いものであるが、重要な点は、「『総同盟罷業』を敢行する全英国の労働者」にふれていながら、産業別組合と職業別組合との関連についての組織上の問題には何もふれられていないことである。

注(25) 大前・池田前掲書、153頁、但し、野田、前掲書、284~285頁では電気工組合電正会の名で、要求が出されたとしている。ここで問題は、この「団体交渉権の承認」という要求が次第に改められて、「工場委員会制度の採用」がとり上げられている点である。それはあくまでも企業を超えた横断組織、すなわち神戸連合会の運動を前提にしているのであるが、三菱の労働者が、工場委員会という形で、企業内団体交渉権を要求したことは、この工場委員会が使用者の労務管理的意図の下に機能した場合、横断組合の基礎を掘りくずすものとなる危険性があった。その意味で、この「工場委員会の制度化」という要求は、労働者側からすれば、横断組合の強固な基礎を前提として、企業内に労働組合組織を横断組合の支部として定着させようとする努力である反面、雇用者側からすれば、この工場委員会を楯杓として、企業内従業員組合を結成し、外部の労働組合の支配を断ち切り、御用組合化を図ろうとするものであった。そこにこの時期、すなわち1920年に提出された労働組合法案の意図があった。すでに床次内相は、1919年(大正8年)7月3日、政友会政務調査会において行われた講演のなかに、つぎのような一節があることに注目しよう。

「……労働組合に関しては各工場毎に縦の組合を造ることは可なるも横の組合を組織することは日本の現状に於て好ましくならず且労働組合を組織するの法律は、存在せざる自然の発達に任ずを可とす可く、故らに法律を以て之を助長するの必要なし。治安警察法第十七条の誘惑煽動なる語は労働問題以外のものに対しても宜しからぬことなれば、斯の如きものに対しては依然相当の取締を為すの必要あり……」(前掲、『日本労働年鑑』大正9年版、850頁参照。但し、傍点は引用者)。

(26) 棚橋のこの文章はあまりにも有名であるが、短いので以下にその全文を掲げる(『労働』通巻113号、1921年1月、229頁)。

「労働組合へ帰れ」 棚橋小虎
 『労働組合をつくつてその力で労働者の地位を改善しようなど、言ふことはまだ早い。吾々は手取り早く社会主義者となつて直接行動をした方が早い。』

1920年(大正9年)10月の八周年大会において、総同盟を「全国に於ける各種職業別並に産業別組合をもって組織する」連盟とすることを定めたが、指導者たちは、職業別組合と産業別組合の理論上、組織上の区別を十分に認識していたとはいえない。この二つの労働者組織形態の発展を、イギリスを例にとれば、19世紀はじめ、熟練労働者の組織として発展をみた職業別組合は、1850年以後は労働貴族的な特権的な性格を担うに至った。そしてそれと並行して、これから排除された不熟練労働者および補助労働者が、一般組合を結成する一方、炭坑労働者や鉄道従業員は独自に産業別に、その組合の基礎を確立した。はじめそれらの一般組合および産業別組合は、低賃金とその封建的な性格からする雇主の圧迫のため、組合財政の基盤が脆弱であったが、独占資本主義の成立にともなり重工業化を背景に、組合員数も激増し、19世紀末のロンドン・ドック労働者の大規模なストライキを契機として、社会主義的イデオロギーの影響をうけるに至った。以上のような趨勢からして、19世紀末から20世紀初頭にかけて、産業別組合や一般組合は、社会主義運動と密接な関連の下に発展したのにたいし、わが国の場合は、イデオロギーを媒介とする職業別組合対産業別組合・一般組合との対立競合関係が歴史的條件に規定されてきわめて稀薄であることに注目しなければならない。

サンディカリズムの産業別組合との関連は、労働組合による産業管理の思想を根底にもち、政党による支配の拒否と自由連合制の主張が根強く、従ってマルクス主義労働運動論にみられるような政党による労働組合にたいする支配に徹底的に反対した。いわゆる「アナ・ボル論争」は、こうした革命のための戦術上の問題を争点として争われ、とりわけサンディカリストは、産業別組合を中

之は此頃労働者自身の口からよく聞く言葉である。けれどもそれは間違つて居る。直接行動とは一體どういふ事を意味するのか。直接行動とは、警官と小ぜり合ひをして、一ト晩警察に止められたり、禁止の革命歌を高唱して大道を歩く事ではあるまい。こんな直接行動では社会の大革命は愚か、資本家の自動車一つ轉覆する事も出来ないだらう。斯んな貧弱な直接行動を手頼りにして、労働者にとって大切な労働組合——労働者の團結——を捨て去らうとするのは狂気の沙汰ではないか。

直接行動の最上の手本は、波蘭の對露戦争を援助しようとした英國政府に對し、英國労働階級が行動委員会を作り、若し英國政府にして波蘭を援助するならば、全英國の労働者は一令の下に總同盟罷業をすと云つて威嚇した態度である。英國政府は此威嚇に震え上つて波蘭援助を思ひ止つた。

日本の労働者よ。直接行動とは斯ういふ事を云ふのだ。直接行動といふ言葉を、玩具の如くに玩弄として、直接行動の飯事をやつて廢しがつて居る連中は、少し眼界を高く大きくする必要があらう。

成程飯事や玩具の直接行動をやるには、別段強い労働者の團結や労働組合は要らぬだらうそんな事なら単独でも出来る。然しこんな玩具や飯事で、吾々労働者の地位の改善が出来ると思つたら大間違ひだ。

眞實に労働者の地位を向上させる事の出来る直接行動は、労働者の大々的團結を必要とする、強大勇猛な労働組合が必要だ。諸君！急がば廻れた。労働者が最後の決定的勝利を占めようとするには、先づ其まだるつこい運動即ち労働組合運動をする事が肝心だ。警察官と格闘する一人の勇士よりも、穩かな百人の人が團結した一つの労働組合がどれだけ資本家にとつて、権力者にとつて恐ろしいか分らないのだ。

『労働組合を作つて其力で労働者の地位を改善しようなどいふ事はまだるつこい。吾々は手取り早く社会主義者となつて直接行動をした方が早い。』と労働者が言つて居るのを聞いて、警察のお役人は薄氣味悪い笑顔をして居るではないか。資本家は耳に口を寄せて『占め占め』と言つて居るではないか。労働者よ。考へ直せ、だまされるなよ。

労働組合へ歸れ。それが労働者の王國である。

ただ注目すべきことは、この同じ個所に上条愛一が、『思想より実行へ』と題し、棚橋の主張とはほゞ同じような思想を内容とした短い文章を書いていることである。そのなかで、「強大なる労働組合を背景としない、直接行動は空虚であり無力である」と指摘しているのは印象的である。(前掲、299頁)。

第一次大戦後における労資関係の形成と労働運動の展開

心とする直接行動、すなわちゼネラル・ストライキを主張したのであったが、この理論が全ヨーロッパ的に流行をみたのは1910年を頂点とする第一次大戦直前までの時期であったことはすでに指摘したとおりである。1920年、友愛会八周年大会の開かれた戦後恐慌勃発のこの年には、ヨーロッパは革命的情勢とともに新たな段階を迎えていた。

すなわち、サンディカリストのいうゼネラル・ストライキは、必ずしも効を奏せず、第一次大戦後は、たとえばドイツにおいては工場ソヴェートの運動、フランスにおいては工場サンディカの運動においてみるように、工場内に企業を中心とする交渉組織を樹立することが労働組合員の任務とされ、横断組合を補完する運動として、ショップ・スチュワード運動の役割が強まった。またこの運動が革命的であることの例として、1920年、イタリアのトリノにおこった金属労働者の工場占領の運動が紹介された。⁽²⁷⁾

当時、わが国の場合、闘争の舞台はあくまでも工場であり、個々の企業内部で発生した争議にたいして、外部から総同盟を中心とする横断組合が援助を行い、他の企業に所属する労働者も応援に馳せ参じたが、雇主に労働組合を認めさせ、団体交渉のルールを確立し、横断賃率を獲得するまでには到底至らなかった。精々企業内における組合員数の増加および組合費の徴集を通じて、企業外の労働組合の権威を労働者および経営者に認めさせる程度にとどまったのであった。こうした状況のなかで、もし企業内に闘争の足場が築かれ、工場内従業員組織を通じて団体交渉への途が切り開かれるとすれば、それはまことに画期的なことというべきであった。それはまさに、雇主が労働組合そのものを公認することにほかならなかったからである。そしてこれが、1921年頃から具体化するいわゆる工場委員会の運動となったのである。興味深いことに、政府および経営者側は横断組合を企業別に分断し、労働者を企業内に封鎖する目的をもって、労働組合は実に工場内に団体交渉の橋頭堡を築こうとして、まさに同床異夢として、工場委員会運動は現われたのである。

(経済学部教授)

注(27) この点については、山川均の「イタリアの工場占領事件」(山川均全集3, 1920年4月~1921年9月, 勁草書房, 1967年, 129頁以下参照。